

名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会運営要綱（案）

（設置）

第一条 名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会規約（平成二十四年二月十七日施行。以下「規約」という。）第十三条の規定に基づき、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会（以下「幹事会」という。）を組織する。

（目的）

第二条 幹事会は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。）第十九条の十三に規定する都市再生安全確保計画に関し必要な協議、調整等を行うことを目的とする。

（幹事会の構成）

第三条 幹事会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 規約第十二条第二項各号に掲げる部会構成員又はこれらの指名する職員
- 二 規約第十二条第三項に規定する部会長（以下「部会長」という。）が加えるものとした者

（幹事会の招集）

第四条 幹事会は、規約第十四条第三項に規定する事務局が招集する。

2 幹事会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として幹事会に出席させることができる。この場合において、代理人が幹事会に出席したときは、当該構成員は、幹事会に出席したものとみなす。

（雑則）

第五条 この要綱の改正は、部会長が部会に諮って行う。

2 法令、規約並びにこの要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成二十五年七月二十二日から施行する。